様式１

大八小発第７５号
平成３１年３月１１日

東大和市教育委員会　殿

学校名　東大和市立第八小学校
校長名　吉　行　一　敏　公印

平成３１年度　特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、東大和市立学校の管理運営に関する規則第１６条に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

１　特別支援教室の教育目標

（１）自立活動の目標

○個々の児童の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

○個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な指導目標や内容を定め学習活動を行う。

（２）在籍学級や各教科の内容と特別支援教室での指導との関連

○児童の障害の状態等に応じた補助指導を自立活動と併せて実施し、児童が在籍学級において主体的に学習する態度を養う。

○個々の児童の障害の特性に応じた代替の指導方法や内容により各教科の内容を補充するための特別な指導を行う。

２　教育目標を達成するための基本方針

○自立活動、教科の補充指導等の指導に当たっては、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の課題や目標等を定めた個別支援カードをもとに、個別指導計画を作成し、小集団や個別の指導形態等で行う。

○学級担任等は、特別支援教育コーディネーターや巡回指導教員、特別支援教育専門員等と連携し、個々の児童の障害の状態等を的確に把握し、通常の学級での学習指導や生活指導等の改善を図る。

３　指導の重点

○状況の理解と変化への対応に関する指導を行い、心理的な安定を図る。

○他者理解等他者とのかかわりの基礎となることを指導し、集団への参加意欲の向上や適切な人間関係の形成を図る。

○状況に応じたコミュニケーションの方法等に関する指導を行い、日常生活における適切な判断力や表現力、対人関係能力の向上を図る。

○個々の児童の特性に応じた代替の学習方法を指導し、通常学級での学習参加を促す。

４　その他の配慮事項

○児童一人あたりの指導時間は、児童の実態に応じて設定する。

○巡回指導教員と担任等が連携して児童の指導にあたることができるよう、月１回校内委員会を開催し、指導方針・内容について共通理解を図る。

○特別支援教室専門員、臨床発達心理士等を活用し、在籍学級における児童の様子の把握に努め、特別支援教室での指導が効果的に実施できるようにする。